

令和5年度 陽光会 共同生活援助(日中サービス支援型) 利用料金表

◆ 訓練等給付対象サービスに関する費用と利用者負担額

	算定内容	算定対象	1日利用単価	他サービス利用単価	利用者自己負担額
1	共同生活援助サービス費(Ⅲ) (基本額) 世話人配置3:1	障害支援区分6	1,105単位/日	910単位/日	費用の1割 但し、本人の月額 上限負担額まで
		障害支援区分5	989単位/日	793単位/日	
		障害支援区分4	907単位/日	712単位/日	
		障害支援区分3	650単位/日	563単位/日	
		障害支援区分2	414単位/日	414単位/日	
		障害支援区分1	360単位/日	360単位/日	
2	福祉専門職員配置加算(Ⅲ)	利用者全員	4単位/日		
3	看護職員配置加算	利用者全員	70単位/日		
4	帰宅時支援加算	外泊日数が3日以上7日未満	187単位/月		
		外泊日数が7日以上	374単位/月		
5	福祉・介護職員処遇改善加算 I	1~4の総単位数の8.6%			
6	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	1~4の総単位数の1.9%			
7	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1~4の総単位数の2.6%			

※この他に、長期入院時や長期帰宅時などの支援に対する加算があります。

◆ 訓練等給付対象外サービスに関する利用料金 (実費負担額)

(1) 家賃

	内容	料金
1	いちよう宮内	30,000円/月
	いちよう桜木	30,000円/月

※特定障害者給付として、10,000円の家賃補助が出ます。

(2) 食費、光熱水費

	内容	料金	
1	食費	350円/食	
2	光熱水費	いちよう宮内	9,000円/月
		いちよう桜木	

(3) 日用品費

	内容	料金
	消耗品等	650円/月

(4)その他の日常生活費

	内容	料金
1	いちよう宮内	6,500円/月
	いちよう桜木	

※家賃からその他の日常生活費までの訓練等給付対象外サービスは、月額上限負担額の対象ではありません。

◆ 利用料金支払い方法

利用料金は1か月ごとに計算し、利用の翌月10日までに請求します。

請求月の15日に、利用者のゆうちょ銀行口座からの自動支払い(口座引き落とし)になります。

※15日が土日祝日の場合は、その前の営業日の引き落としとなりますので、ご注意願います。